

200500605A

厚生労働省科学研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

発達障害者支援における 地域啓発プログラムの開発研究

課題番号 H17-障害-一般-012

平成17年度 研究報告書

平成18年(2006年)3月

主任研究者 堀江 まゆみ

厚生労働省科学研究費補助金

障害保健福祉総合研究事業

発達障害者支援における 地域啓発プログラムの開発研究

課題番号 H17-障害-一般-012

平成17年度 研究報告書

平成18年（2006年）3月

主任研究者 堀江 まゆみ

目 次

- I. 統括研究報告
 - 発達障害者支援のための地域啓発プログラムの開発 . . .
堀江まゆみ

- II. 分担研究報告
 - 1. 地域社会における知的障害・発達障害のある人のための . . .
「安全ネット」構築に向けて
堀江まゆみ、野沢和弘

 - 2. 知的障害・発達障害のある人の社会的トラブルの実態および
支援の課題について . . .
—養護学校在籍生徒および卒業後支援生徒における
社会的トラブルの特徴と支援の課題から
堀江まゆみ、平井威、原智彦、深井敏行
市村たづ子、小笠原まち子、大沼健司、
春口明朗、鈴木加奈子、関哉直人

 - 3. 発達障害のある人に関する裁判における権利擁護の状況と課題
—発達障害のある人の裁判でのセーフティネットについて . . .
大石剛一郎

 - 4. 自閉症・知的障害・発達障害児者の医療機関受診支援に関する
検討
—医療機関における発達障害者の受診経験の実態調査および
医療受診支援の課題について . . .
大屋滋、村松陽子、堀江まゆみ

I . 統括研究報告

発達障害者支援のための地域啓発プログラムの開発

主任研究者

堀江まゆみ

厚生労働省科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
統括研究報告

発達障害者支援のための地域啓発プログラムの開発

主任研究者

堀江まゆみ

白梅学園短期大学心理学科教授

研究要旨：

地域で暮らす知的障害・発達障害のある人が犯罪被害や社会トラブルに巻き込まれる例が後をたたない。職場での暴力、性的被害、あるいは詐欺や悪質商法の被害など、さまざまな被害が報告されている。また、地域の一般医において自閉症や知的障害にある子どもや人たちが医療受診拒否を受け、健康や生命の危機に陥る事例も多々報告されている。障害のある人たちの地域生活を安心して豊かなものにするためにも、被害やトラブルに巻き込まれずに、あるいは適切な医療受診が可能であるような安全に暮らせる仕組み作りが急務となっている。

主任研究者（堀江まゆみ）および分担研究者（野沢和弘）は、こうした被害やトラブル、医療受診トラブルの実態とその背景を明らかにし、被害やトラブルに遭った場合にも適切な救済や介入ができる、あるいはトラブルを未然にふせぐための予防的アプローチのための地域啓発プログラムをさぐり、最終的には地域の安全ネット構築に向けた今後の活動と研究の課題について検討した。

分担研究者（平井威他）は、知的障害・発達障害のある人の社会的トラブルの実態と支援の特徴について調査し課題を探った。特に養護学校中・高等部在籍生徒および卒業後3年程度の地域生活を過ごす知的障害・発達障害のある人のトラブルの実態は支援にあたる担当教員や進路指導教員が把握していることが多い。支援に困難を抱えている事例を抽出して支援課題を明らかにした。また性トラブル、費者トラブルを予防するための本人向けのワークショップについて実践方法の検討も行った。

分担研究者（大石剛一郎）は発達障害のある人に関する裁判における権利擁護の状況と課題について弁護活動により得られた知見から課題について言及した。特に発達障害のある人の裁判でのセーフティネットについて述べた。

分担研究者（大屋滋、村松陽子、堀江まゆみ）および主任研究者は、自閉症・知的障害・発達障害児者の医療機関受診支援に関する理解啓発プログラムを開発するために基礎調査を実施した。本年度は特に、地域の一般医を含めた医療機関における発達障害者の受診経験の実態調査および医療受診支援の課題について検討した。地域の一般医が自閉症児や知的障害児を理解し受診可能にするための課題を明らかにした。

Ⅱ． 分担研究報告

地域社会における知的障害・発達障害のある人
のための「安全ネット」構築に向けて

堀江まゆみ、野沢和弘

1) 被害やトラブル実態の顕在化に向けて

知的障害・発達障害（以下、発達障害とする）のある人が地域社会で安全に暮らすための仕組みを考えるにあたっては、彼らの遭遇している被害やトラブルの実態および発生する背景について十分把握しなければならない。しかし実際には、発達障害者が被害にあってもそれを周りに訴えられずに表面化せず事実が埋もれてしまう場合も少なくない。

なぜ彼らが被害を訴えられないのか。発達障害者やその家族が置かれている状況について、野沢（2002）は知的障害者虐待事件の取材経験を含めて5つの要因をあげて説明している。①一つに、知的障害ゆえに記憶や感情をうまく表現できないために重大な犯罪被害にあってもそれを第三者にうまく伝えられないこと、②また、自分が受けている事実が犯罪被害であるという認識が持てないことや、③過去の失敗経験から権利主張がしにくく無力感を身に着けてしまっていること、④あるいは、身近な人が加害者であることが少なからずあること、⑤訴え出ても警察や弁護士や行政機関がどう対処していいかわからないために放置されてしまいがちであり、ゆえに被害が埋もれてしまうという。知的障害者の家族も同様な状況にあることが多く、被害にあっても泣き寝入りせざるを得ない背景が複相に存在している。

被害が「ない」ところには対策は立たない。被害救済や予防的アプローチを検討するうえでも、こうした埋もれた被害を掘り起こし様々な社会の目が注目するところに顕在化していくことが、まずは重要な作業になってくる。そこで我々は、地域で暮らす発達障害のある人の被害やトラブルの実態をいくつかの視点から調査し、その背景と課題をさぐってみることにした。

2) 警察関連の被害やトラブル事例に見る課題

まずは、発達障害のある人と警察との関わりに注目した。重篤な犯罪被害やトラブルからの救済には警察の理解ある対応が重要であるからである。表1は発達障害のある人が警察と関わった際の被害やトラブル事例である（堀江ら、表1）。調査は親の会の機関誌を通して記名式で行ったため回答事例数は多くなかったが、この中で彼らが被害やトラブルに巻き込まれる事態の背景やいくつかの課題を見ることが出来た。

最も多かった回答は「捜索願を警察に出した時」であった。彼らが行方不明になることは犯罪リスクに接近することにもつながり早急な対応が必要となるが、警察が早期に対策をとってくれたことに安堵した親が多かった（回答中78%）。この場合の多くの警察官は発達障害者の行動の特徴や親の心理を十分理解しており、親にとって警察がセーフティネットとなっていることを確認した。

しかし一方で、事例1,2に見るように、警察官や近所の市民が知的障

害や自閉症の特徴を理解していれば起こらなかったであろうトラブル事態も起きていた。この後各地でも同様の調査を行ったが、「駅のホームでびよんびよん跳ねていたら」「早朝、いつものように公園を歩いて会社へと歩いていたら」「人をじっと見ているクセがある人がそれだけで」、地域住民や駅員に通報され、不審者と間違われたという例があちこちで起こっていた。これは警察官や市民に発達障害のある人の特異的な行動に対する不安感や理解不足から生じるものである。事例に見る親の経験の中にも「疑ってかかっていた警察官に十分説明したら理解してもらえ、その後の本人とのコミュニケーションや対応が改善した」とある。安全のための仕組みやネットワークを考えると、警察官はもとより街の中で隣り合う身近な市民も安全さを分ける重要なキーパーソンであった。無理解を生じさせているのは我々親や教育・福祉の関係者が地域住民を含めて彼らの障害を伝えきれていなかったことの現れである、ととらえる方が建設的であろう。ここに一つの課題が見えた。

表1 知的障害・発達障害のある人の警察との関わり経験

関わり事態	回答数 (%)	事例
迷子・行方不明で捜索願	24 (44)	家からいなくなった、帰宅が遅い、迷子
不審者の疑いをかけられたとき	13 (24)	電車をみていたら、歩いていたら、
被害を受けたとき	8 (15)	ストーカー、痴漢、金銭搾取、盗難、他
加害・加害の疑いをかけられた	8 (15)	女性にちょっかい、車で無断で移動、他
いじめがあったとき	1 (2)	近所の子にいじめを受けた
計 54 事例		

<事例1. 加害の疑い>

重度の知的障害者が一人で歩いていたところ、コミュニケーションがうまくできず警察の質問に答えられなかったためにあやしまれ暴行事件の容疑者と疑われた。知的障害のある人の理解が足りなかった。

<事例2. 不審者と間違われて>

電車を見ることが好きな自閉傾向のある児が、踏切近くで長時間電車を見ていたら、近所の市民から「自殺志願者ではないか」と通報された。駆けつけた警察官に対し住所が言えなかったのと、突然さえぎられてパニックになったため保護されパトカーで警察署につれていかれた。署に行って「息子は電車を見ていただけ」と説明したが十分わかってもらえなかった。

2) 学校における社会的トラブルおよびその解決

発達障害のある人の被害実態を顕在化させるための調査は、福祉支援者および教員の視点からも行ってきた。特に、学校が直面する社会トラブルの実態を検討するために全国の知的障害養護学校に対し調査を行っ

た（養護学校 573 校配布、250 校回答、回収率 43%。2003 年実施）。主に中・高等部の生徒が登下校時や地域等で出会うトラブルや卒業生が遭遇した被害・加害に対し、学校や教員が行った対応や解決過程について回答を得た。結果を図 1 に示す。ここでの回答数はトラブル発生率ではなく、教員が支援した経験のある事例あるいは困難であった事例の割合を示している。詳細は別稿で報告するが、本結果での示唆をいくつか指摘する。

教員が支援していたトラブルで最も多かったのが社会的逸脱行動であった。「万引き・物を取る」(51%)「電車などにいたずらをする」(24%)「無銭飲食等」(17%)となるが、「大声を出した」など、近隣の住民に行動の意味を誤解されてトラブルになった例も含まれていた。性的トラブルには性被害および性加害の事例が半数ずつ挙げられ、恐喝や消費者被害など金銭トラブルも卒業生を中心に起きていたが、多くはトラブル相手との話し合いであり地域住民の理解を得ることで解決が図られていたのが特徴であった。教員からはトラブルを頻回に繰り返してしまう（いわゆるリピーター）の生徒等への支援のあり方が課題としてあげられていた。生徒等自身が被害・加害に対し自分をどう守りどうコントロールするかの問題である。

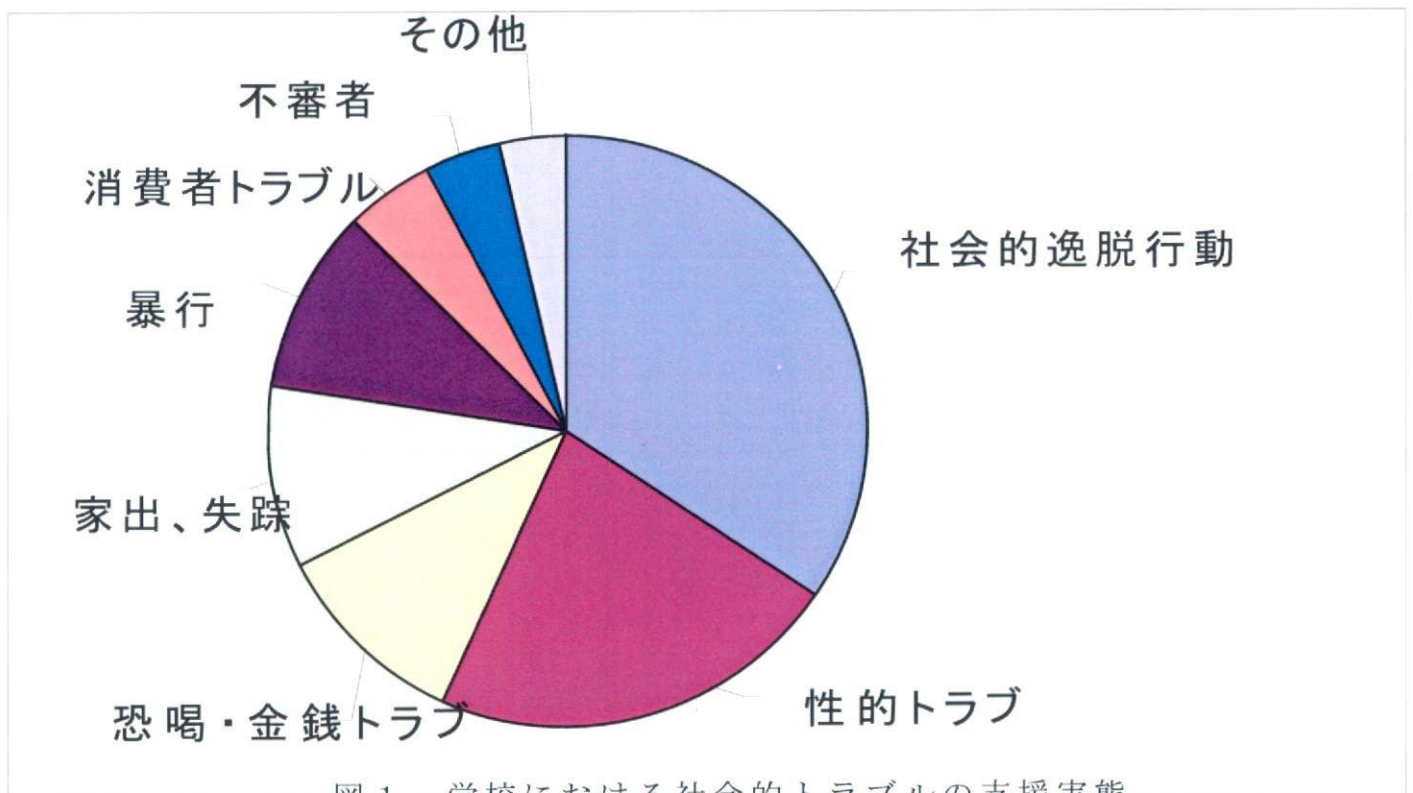


図 1 学校における社会的トラブルの支援実態

3. セーフティネット構築に向けて一地域社会に向けたソーシャルアップ

ローチの試み

以上のように、知的障害・発達障害のある人の被害やトラブル実態調査から浮かび上がってきたのが、①被害やトラブルが発生するにおいても解決するにおいても、警察や地域住民が知的障害のある人に対して適切な理解があることが重要であること、および②被害やトラブルを最小にするためにも、知的障害のある子どもや人自身が自分で自分を守るための支援が求められている、ということであった。

そこで、地域社会における安全の仕組みを考える上で、まずは警察官に知的障害を理解してもらいながら連携関係を作るための実践的取り組みを開始した（以下は知的障害を主な対象とした）。

1) 「警察官に知的障害を理解してもらうために」—警察プロジェクト

① 「知的障害のある人を理解するために」ハンドブック（知的障害ハンドブック）作成

まず警察官向けのハンドブックを警察庁と連携して作成した。内容は知的障害の権利擁護に視点をあてたものであり、どんな被害にあっているのか、なぜ被害を訴えられないのか、街の中でこんなことがあったらどう対応するかについて端的に解説してある。これを全国の警察署や交番、派出所2万6千か所に警察庁経由で配布した。

② 札幌、東京、大阪3地域でモデル事業を実施—北海道警、警視庁、大阪府警

3地区においてセーフティネット構築モデル事業を実施し親や福祉支援者、教員および協力員が中心となり地元警察と連携のあり方を検討した。まず取り組んだのが地域の交番の警察官との連携である。あらためてハンドブックを持参し顔の見える関係を模索した。

③ 地元警察署生活安全課との勉強会および連絡会の実施

知的障害のある人の事案を担当する地元警察生活安全課刑事と勉強会を実施し、身近で起こりがちな犯罪被害の実態や予防や解決のための対処や連携のあり方を話し合った。行方不明になったときや被害にあったときに親がすべき対応などを確認した。

④ 警察学校などで警察官向けの「知的障害にある人を理解するために」講座実施

警察学校講習会で親や支援者が講師になり、知的障害のある人とのコミュニケーションの取り方などについて解説した（奈良県警、千葉県警、茨城県警、藤沢警察署など）。

⑤ 知的障害のある人と警察官との交流

本人が警察官と直接向き合いや防犯講習会やワークショップ（千葉県市川署など）を実施した。本人にとっては被害に遭ったときにどう警察に相談するか、セルフアドボカシーの経験であり警察官にとっては知的障害のある人とのコミュニケーションを体験した。

以上のような警察官との連携活動を通して相互の関係が変化してきた事例が報告されるようになった。

事例3. ある警察署管内では知的障害者が不審者と間違われ市民から通報があったが、現場にかけつけた警察官が「知的障害ハンドブック」を市民に見せながら彼が不審者ではないことを市民に説明してくれた

事例4. 警察学校で「知的障害を理解するために」講座を受講した警察官は、「今まで知的障害のある人と会話がうまくとれず威圧的になることが多かったが、会話の工夫をしてみたいと思った」という。

こうした取り組みがどのような効果をもたらすかは今後の事例をさらに収集していくが、被害やトラブルが起きる前にこうした対応の諸準備をしていくことが、早期の救済や齟齬からくる2次的被害を要望してくれることは確かであろう。

2) 社会資源をつなぐセーフティネットへの発展—各地の取り組み

このように、警察官から始まった地域のセーフティネット構築は地域の安全資源である消防・救急隊員、交通機関従事者へと広がった。トラブルから早期に救済するためにも、安全の社会資源である様々な機関が適切な理解のもと対応してくれることは重要である。加えて、こうした人々が知的障害のある人・子どもを「地域住民の一員である」と認識し受容してくれることにより、トラブルを未然に防止したり犯罪被害の予防が可能になることにもあわせて気づかされた。つまり「地域に知的障害者の味方を作る」である。理解のある警察や市民が地域の中に点在し生活の中で知的障害の彼らを見守る。地域住民を巻き込んだゆるやかな権利擁護ネットワークである。親や教育・福祉関係者がなすべきことは、知的障害者の被害を直接救済する役割というよりも、警察官や市民に対して、知的障害のある人の特徴を適切に理解してもらうための代弁者の役割であった。警察や市民に安全のキーパーソンとして機能してもらうための「橋渡し」であり「種をまく作業」である。

その後も親たちのユニークな発想によってさまざまな安全のキーパーソンがネットに参加しはじめた。地域で知的障害のある彼らにもっと平易に関わり安全に関与してくれる社会資源への広がりである。商店街やコンビニの店員への社会的理解を求める活動（コンビニプロジェクト）、近所の一般医にかかりつけ医としての役割を期待する活動（かかりつけ医療プロジェクト）、駅員やバスの運転手などの交通従事者への活動（ぼっぼやプロジェクト）、地域の小学校教員や児童に対する理解啓発活動などがそれである。

4. 「安全」ネットの構造と地域づくり—権利擁護およびセキュリティ概念から

では、地域の安全のためのネット構築とは何に対するアプローチであ

るのか、その構造と構築に向けた地域づくりについて2つの視点から整理してみた。

1) 権利擁護の3層構造とセーフティネット

まず、権利擁護の三層構造からセーフティネットの意味を考えてみた。いわゆるセルフ・アドボカシー、インディビジュアル・アドボカシー、システム・アドボカシーである。セルフ・アドボカシーとは、知的障害のある人自身が自分で自分を守ることであり、これが権利擁護の基本であると考えられている。インディビジュアル・アドボカシーは個人あるいは個々の被害や権利侵害に対し比較的身近な立場で救済に入ることができる存在であり、親や兄弟、教師や福祉関係者、近所の人々の代弁活動を指す。システム・アドボカシーは裁判や成年後見制度のような組織としての権利擁護を指す。

我々が取り組んだ「地域社会におけるセーフティネット構築」は、このうち、セルフ・アドボカシーおよびインディビジュアル・アドボカシーに注目した活動であるといえる。

警察官や地域住民はインディビジュアル・アドボカシーの存在である。知的障害のある人が被害にあったときに真っ先に救済してくれるのは、親や支援者だけでなく地域で隣に暮らす近所のおばさん、コンビニの店員さん、交番の警察官などである。こうした人たちが知的障害のある人の行動を理解し、適宜、対応してくれることが重要な救済機関となる。その地域においてインディビジュアル・アドボカシーの層が厚いこと、つまり知的障害のある人たちを適切に理解してくれる社会資源が地域に十分存在することが、権利擁護構造としても地域のセーフティネットとしても実は重要なことなのである。

今後は、知的障害者自らが被害にあったときに自分でおかしさを感じ解決しようとするようなセルフ・アドボカシーへの支援を検討していかなければならない。彼らが街の中のインディビジュアル・アドボカシーを支える人と直接つながることが本来のセーフティネットであると考える。

2) セキュリティポリシーから見た安全のための地域づくり

また、セキュリティコンサルティングの立場から防犯環境設計とセキュリティについて言及している甘利(2004)の視点からも安全な地域作りを見てみた。彼はセキュリティを実現するための4要件として①管理区画の明確化、②正当なエージェントの区別、③選択的進入の許可、④緊急対応準備をあげ、安全を管理する区域を明確に設定し時に城壁で囲いそこに入って来る不当なエージェント(泥棒など)を見分けること(①+②)がセキュリティの原点であり、それらを区域に入ることを許可しない仕組みを作りもし進入したときには早急に検知し対応する(排除、無力化など)体制をもっておくこと(③+④)を合わせてセキュリティ

システムだと説明する。この考え方から防犯環境設計も説明されるが、特に興味深いのは、①領域性の明示が（つまり「ここは管理された安全な空間なんだ」と周囲にアピールすること）、結果としてこの地域に住む住民の帰属意識を向上させ地域コミュニティ形成を促進することにつながるとし、加えて、②自然監視性の確保（つまり領域内の隅々まで見通しを良くすること）により不当な事態である被害やトラブルが周囲の目に触れることになるのが重要だとしている点である。つまり、防犯とは要塞を作ってそこに囲いこむことでなしえるのではなく、周囲の目がきちんと働くコミュニティが成立していることが大事でありこれが地域の安全が確立するための前提であるという。要塞に囲ったとしても侵害者は新たな手で侵害を繰り返し、被害はどんどん暗闇に追いやられる。むしろ、被害の実態を日の下にさらし市民の目がいつも届く場所にリスクをおいておくことがセキュリティであり、昔の社会の治安がよかったのはコミュニティが機能し周囲の目が強化されているからであると指摘する。先に筆者が述べた被害を顕在化することが必要であり、地域住民などのインディビジュアル・アドボカシーの層が知的障害者の特性を理解し被害実態を知ることが重要だとした点が、セキュリティ検討においても支持された。

5. セルフ・アドボカシー支援とセーフティネット構築

犯罪被害やトラブル予防として最終的に重要な点は、知的障害・発達障害のある人自身が自分で自分を守るセルフ・アドボカシーであると考ええる。最初に述べたように、知的障害・発達障害のある人の犯罪被害は彼ら自身が被害を訴えにくい状況にあるため（野沢、2002）多くが表面化されず埋もれてしまいがちである。その結果、救済の対策が後手になり重篤な被害になることも少なくない。そこでセーフティネット構築においては、セルフ・アドボカシー支援を本人向けのワークショップとして取りくんできた。

以下は消費者ワークショップの一例である。ワークショップを経験することで被害を未然に防げるスキルを十分に学習できるとは限らない。むしろ、被害の一部をロールプレイで体験し、支援者や第三者あるいはピアどうしで被害の実態を語り合う中で、「だまされる」という被害認識を自己覚知しおかしいと思う感覚を共有することや、被害やトラブルにあってしまったときにそれぞれが信頼できる相談窓口は誰かを確認しておくことが有効であると考ええる。被害やトラブルを失敗でなく、地域生活においてだれもが経験し乗り越えるそれぞれの生活課題ととらえることで、被害を内在化させることを防ぎたいと考えている。こうしたワークショップは現在養護学校や作業所などで実施されている。今後、本人にとってワークショップ経験がどのような意味をもち、その後の生活に

どのような効果を持つのかについて、量的質的な評価を導入しながら検討を試みたい。

◆消費 WS のプログラム例

- 【プログラム 1】 被害認識の共有（消費者被害事例のロールプレイ）
訪問販売（布団購入）
キャッチセールス（チケット販売）
- 【プログラム 2】 被害に遭わないために（本人参加のロールプレイ）
勧誘を断る、家に入れない、契約書にサインしない、
クーリングオフのはがきを書いてみよう
- 【プログラム 3】 こんな被害にあったことがある？
どんなことで困っている？困ったら誰に相談する？
本人を中心に日常のトラブル経験について意見交換

ワークショップには親や支援者のほかに、消費生活センターの相談員や近所の市民もいっしょに参加する。親や支援者にとっても、地域で起きている消費者被害の実態を知り解決のための知識と方略を得る機会となる。またワークショップに参加した関係機関が相互に連携を模索する場となり、本人を中心においたセーフティネット構築の一步を踏むことにもつながるからである。

6. まとめにかえて

筆者らは数年にわたり、このような「安全ネット」構築のための実践を各地で進めてきたが、この活動や研究を通して得られたことは実は被害やトラブルから知的障害者を守る仕組みだけではなかった。むしろ、ネット構築の中心となった親たちが生き生きとエンパワされていく過程に目を見張るものがあった。今まで泣き寝入りしがちであった自らの被害やトラブルの実態や背景を自分の言葉で警察等の機関に説明し対等に会話をする中で、親自身が社会化されるのかもしれない。また、セーフティネットの意義を理解し向き合ってくれた一般市民や地域社会は、今後、知的障害者だけでなく老人や子どもたちなどの痛みにも気づくことだろう。結果、地域全体が社会的弱者に優しい街になることを期待したい。

文献

- 1) 堀江まゆみ他（2002）地域で暮らす知的障害のある人の警察との関わり事態に関する調査。「地域生活における障害のある人のためのセーフティネット構築およびセルフ・アドボカシー支援（厚生労働科学研究障

害保健福祉総合研究平成13年度事業報告書)」、p28-p53.

2) 堀江まゆみ他(2002)地域生活における知的障害のある子・人の「安全」と権利擁護。「虐待はいま・・・(社会福祉・医療事業団(子育て支援基金)助成研究報告書)」, p15-p46.

3) 堀江まゆみ(2002)「知的障害のある人を理解するために」ハンドブックを全国の警察に配布!. ノーマライゼーション障害者の福祉, 第22巻第4号, p47-49.

4) 野沢和弘・堀江まゆみ(2002)知的障害のある人を理解するために(1)～(3). 警察時報5～7月号,

5) 甘利康文(2004)セキュリティの基本的な考え方とその実現方法について. セコム株式会社 IS 研究所セキュリティコンサルティンググループ.

6) 堀江まゆみ(2004)知的障害のある人の消費者被害と消費生活の支援ー生活支援ワーカー調査からー. さぼーと, 51(3), p44-p53.

7) 佐藤彰一・名川勝・堀江まゆみ(2005): 知的障害者の消費生活トラブルーその実態と法的・生活支援のあり方ー. 国民生活研究, 44(4), 37-59.

(発達障害研究、2005に発表した)

Ⅱ．分担研究報告

知的障害・発達障害のある人の社会的トラブルの実態
および支援の課題について

—養護学校在籍生徒および卒業後支援生徒における
社会的トラブルの特徴と支援の課題から

堀江まゆみ、平井威、原智彦、深井敏行
市村たづ子、小笠原まち子、大沼健司、
春口明朗、鈴木加奈子、関哉直人

厚生労働省科学研究費補助金（障害保健福祉総合研究事業）
分担研究報告

知的障害・発達障害のある人の社会的トラブルの実態および支援の課題について—養護学校在籍生徒および卒業後支援生徒における社会的トラブルの特徴と支援の課題から

分担研究者

堀江まゆみ、平井威、原智彦、深井敏行、市村たづ子、
小笠原まち子、大沼健司、春日明朗、鈴木加奈子、関哉直人

目次

- I. はじめに
- II. 目的
- III. 方法—調査手続きおよび分析
 - 1. 調査対象
 - 2. 調査内容および回答者
 - 3. 調査実施期間および手続き
 - 4. 調査用紙の回収
- IV. 結果
 - 1. 社会的トラブルの実態と全体傾向
 - 1) 回答学校の特徴
 - 2) 回答事例数の特徴
 - 2. 社会的トラブルの各論—支援の実態
 - 1) 性的トラブルに関する事例をめぐって
 - (1) 多くの子供達が性的トラブルに合っている
 - (2) 被害事例の特徴別分類について
 - (3) 特徴別被害ケースについて
 - (4) 性的被害と知的障害について
 - (5) 学校ができること（未然と予防の為に）
 - (6) まとめにかえて
 - 2) 金銭トラブルに関する事例をめぐって
 - (1) 事例の内容
 - (2) 具体的な事例から
 - (3) 解決するための関係機関
 - (4) どのように解決の糸口を見つけるか
 - (5) 学校はどのように関与したか？
 - (6) 記入者は何を大切にしたいか？（自由記述から）
 - (7) 金銭トラブルに関するまとめ

- 3) 消費トラブルに関する事例をめぐって
 - (1) 事例の内容
 - (2) 具体的な事例から
 - (3) 解決するための関係機関
 - (4) どのように解決の糸口を見つけるか
 - (5) 学校がどのように関与したか?
 - (6) 記入者は何を大切にしたいか? (自由記述から)
 - (7) 消費トラブルに関するまとめ
- 4) 消費トラブル・金銭トラブルの解決法とその問題点
 - (1) はじめに
 - (2) 意思能力
 - (3) 債務整理
 - (4) クーリング・オフ、契約取消し
 - (5) 成年後見制度の活用

V 全体まとめ

—今後の学校教育における課題—

I. はじめに

知的障害・発達障害のある子どもや人たちの豊かで安全な地域生活の支援は、教育においても福祉においても重要な課題になってきている。そのためには、福祉サービスの充実と同時に、「安全な暮らし」の保障がなされなければならない。地域社会には事故や犯罪被害など一般市民にもなんらかのトラブル・リスクが存在する。知的障害のある子どもたちや人たちが狙われたり犯罪被害に巻き込まれてしまうことも少なくない。また、地域で暮らすということは、知的障害・発達障害のある子どもや人たちが近隣住民と接する機会が増えることであり、彼らの行動への無理解が近隣住民との小さなトラブルに発展してしまう場合も多い。こうした現状を背景にして、「知的障害・発達障害のある人が犯罪被害やトラブルに巻き込まれずに安心して暮らせるための仕組み作り」について研究をしてきた。トラブルに巻き込まれている実態を明らかにし、その解決方法および被害にあった場合に早期に救済できる方法や未然に防ぐための予防的なアプローチについて検討を行ってきた。その結果、地域で起こる多くのトラブル解決を実際に解決し救済するには、親、福祉、教育関係者だけでは十分ではなく、むしろ、一般社会の中に存在する安全の社会資源や一般市民が有効に関与してくれることが重要であることに気づかされた。

こうした地域構造を目指して、各地で「安全ネット」が作られてきた。地域住民を巻き込んだゆるやかな権利擁護ネットワークである。親や教育・福祉関係者が中心になり、警察官や交通事業者など安全のための社

会資源や一般市民の人々に対して、知的障害・発達障害のある人への社会的理解や協力を得る取り組みである。

そこで本研究報告では、知的障害・発達障害のある子ども・人たちの安全のための支援において、学校機関あるいは学校教育が果たす役割について考えることとした。第一には、養護学校や特殊学級に通う子どもたちが、在籍中にあるいは卒業後にどのような社会的トラブルに遭遇しているのか、および学校や親・教師がどのようなかかわりをもってきたのか、その実態を明らかにすることを目的とした。その上で、地域生活の中で、犯罪被害にあわないために、あるいはトラブルに巻き込まれたとしても周囲に自分から相談し救済を求められるようになるためには、養護学校中学部・高等部においてどのような教育あるいは支援をすべきであるかなど、今後の学校における教育や支援の課題を探るとした。

II. 目的

全国の養護学校中学部および高等部（一部、中学校特殊学校等を含む）の児童生徒が、在学中および卒業後に遭遇する社会的トラブルの実態について明らかにし、その解決や救済にあたり親や学校関係者および地域の関係機関がどのような関与や支援をおこなっていたかについて、その実態を明らかにする。このことを通して、今後、学校が果たすべき社会的トラブル支援およびそのために求められる教育内容やあり方とはなにかについて検討を行うことを目的とした。

III. 方法—調査手続きおよび分析

1. 調査対象

全国知的発達障害養護学校等573校および一部、近隣の中学校特殊学級に対し質問紙調査を行った。調査対象は主に中学部・高等部の児童生徒および卒業生とした。

2. 調査内容および回答者

質問紙調査は「地域社会における知的障害児・者の社会的トラブルに関する調査」とし、知的障害にある子どもが学校の登下校時等に生じるさまざまなトラブルや卒業後の地域生活で起こっている被害・加害の事実など、学校現場が直面している社会的トラブルについて調査した。対象としたトラブルの種類は以下のとおりであった（表1）。